

改訂版 ボーリングマシン運転者必携
(特別教育用テキスト)
〈新旧対照表〉改訂3版 令和6年7月30日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加部分は、下線部を参照してください。
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 改訂2版5刷 (令和5年6月15日) No. 120510			(新版) 改訂3版 (令和6年7月30日) No. 120510		
〔表記・用語の統一 (例：職場→事業所 など)〕					
第6章関係法令 (120～142頁) 中 「安全带」 → 「要求性能墜落制止用器具」とする					
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
本文 52	下から5行 目(1)を とる	<u>(1) 回転式スピンドル型……について</u>	52	下から5行 目	回転式スピンドル型…… <u>について、記述する。</u>
52～57	文中タイト ルの表記に ついて	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	52～57	文中タイト ルの表記に ついて	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
124	下から12行 目 下から3行 目 下から2行 目	<u>40</u> 略 前 <u>2</u> 条…… ……第30号から第36号まで、 <u>第39号及び第40号</u> に掲 げる業務に……	124	下から12行 目 下から3行 目 下から2行 目	<u>40～41</u> 略 前 <u>二</u> 条…… ……第30号から第36号まで <u>及び第39号から第41号まで</u> に掲げる業務に……
132	下から2行 目	第519条 <u>(開口部等の囲い等)</u> (下線部を削除)	132	下から2行 目	第519条
133	上から7行 目	第520条 <u>(安全带の使用)</u> (下線部を削除)	133	上から7行 目	第520条
138	下から6行 目 下から4行 目	……) における作業を行うときは、 <u>その日の……</u> ……及び脱落の有無について点検 <u>し</u> 、……	138	下から3行 目 下から1行 目	……) における作業を行うときは <u>点検者を指名して、そ の日の……</u> ……及び脱落の有無について点検 <u>させ</u> 、……
139	1行目 上から14行 目	……きは、 <u>作業を開始する前に、次の事項について、点 検し、異常を</u> 1 当該点検の結果	139	4行目 上から17行 目	……きは、 <u>点検者を指名して、作業を開始する前に、次 の事項について点検させ、異常を……</u> 1 当該点検の結果 <u>及び点検者の氏名</u>